

「人口の動き」について

1 本報告書は、平成 27 年国勢調査人口を基準として毎月公表している「東京都の人口（推計）」における月中の人口の動き（変動要因別人口増減）を年集計したものである。

2 「東京都の人口（推計）」について

（１）「東京都の人口（推計）」は、５年ごとの国勢調査人口を基準人口とし、これに各月の住民基本台帳人口の増減数を加えて、毎月 1 日現在の人口を算出したものである。

（２）「東京都の人口（推計）」を算出するための基本式は、次のとおりである。

毎月 1 日の人口（推計）＝国勢調査人口＋住民基本台帳人口の増減数

なお、「住民基本台帳人口」は、各区市町村から報告された登録者数を、都が集計したものである。

（３）推計の方法と内容の沿革

推 計 の 方 法		推 計 の 内 容	
昭和26年10月 ～ 昭和44年 4 月	国勢調査人口 ＋ 食糧配給台帳人口の増減数	昭和26年10月 ～ 昭和29年10月	各年 10月 1 日現在の 区市町村別人口
昭和44年 5 月 ～ 平成24年 7 月	国勢調査人口 ＋ 住民基本台帳人口の増減数 ＋ 外国人登録人口の増減数	昭和30年10月 ～ 昭和55年 9 月	月別、区市町村別人口
平成24年 8 月 ～現在	国勢調査人口 ＋ 住民基本台帳人口の増減数	昭和55年10月 ～現在	男女別、月別、 区市町村別人口

注 1） 増減人口として用いる食糧配給台帳人口、住民基本台帳人口、外国人登録人口は登録者数であるため、その増減は、実際の移動者数等とは異なる場合がある。

2） 国勢調査人口との連続性を持たせるため、新しい国勢調査の結果が公表されるたびに既公表分の「東京都の人口（推計）」の補正を行い、更新している。

3） 各月の動きを時系列比較するため、データが存在している昭和 31 年 1 月 1 日現在から掲載している。

4） 住民基本台帳人口は、日本人住民のみを対象としていたが、平成 24 年 7 月 9 日から「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）」により外国人登録制度が廃止され、「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）」により外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となったため、平成 24 年 8 月以降の住民基本台帳人口には、外国人住民も含まれている。